

(H1) 土木図書館規程

昭和38年10月14日	制 定
昭和48年7月27日	一部改正
昭和50年3月28日	〃
昭和53年5月12日	〃
昭和54年1月26日	〃
昭和63年4月22日	〃
平成4年5月8日	〃
平成5年5月14日	〃
平成14年4月26日	〃
平成18年7月21日	〃
平成23年11月18日	〃

(総則)

第1条 土木図書館（以下「図書館」という。）は、土木工学、土木技術に関する図書、文献、資料等並びに土木学会委員会等の事業（または活動）成果に関わる公式資料等（以下「図書館資料」という。）を収集、整理、保存して、本会会員および一般の利用に供することを目的とする。

第2条 図書館の運営については、この規程の定めるところによる。

第3条 図書館は、第1条に規程する目的を達するために必要な事項を処理する。

(館長)

第4条 図書館に館長を置き、会長がその任にあたる。

2 館長は、図書館を代表し、理事会の議を経て館務を総括する。

(副館長)

第5条 図書館に副館長を置き、専務理事がその任にあたる。

2 副館長は、館長を補佐し日常の館務を処理する。

(図書館職員)

第6条 図書館に司書その他必要な職員を置く。

2 職員は土木学会職員とする。

(開館日)

第7条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する。ただし、やむを得ない事情があるときは、臨時に休館することがある。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日

(4) 国民の祝日が日曜日にあたるときのその翌日

(5) 年末年始（12月25日から1月5日まで）

(6) 毎月第2水曜日（ただし、当日が国民の祝日にあたるときは、その翌日）

(利用者)

第8条 図書館を利用できる者は、本会会員および土木図書館利用規則に定める者に限る。

(利用規程)

第9条 図書館利用の細目は、土木図書館利用規則に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において行う。

- 附則 この規程は、昭和40年1月から施行する。
- 附則（昭和48年7月27日 理事会議決） この変更規程は、昭和48年7月27日から施行する。
- 附則（昭和50年3月28日 理事会議決） この変更規程は、昭和50年3月28日から施行する。
- 附則（昭和51年7月23日 理事会議決） この変更規程は、昭和51年9月1日から施行する。
- 附則（昭和51年5月12日 理事会議決） この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。
- 附則（昭和54年1月26日 理事会議決） この変更規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 附則（昭和63年4月22日 理事会議決） この変更規程は、昭和63年6月1日から施行する。
- 附則（平成2年11月30日 理事会議決） この変更規程は、平成2年11月30日から施行する。
- 附則（平成4年5月8日 理事会議決） この変更規程は、平成4年6月1日から施行する。
- 附則（平成5年5月14日 理事会議決） この変更規程は、平成5年6月1日から施行する。
- 附則（平成14年4月26日 理事会議決） この変更規程は、平成14年5月14日から施行する。
- 附則（平成18年7月21日 理事会議決） この変更規程は、平成18年7月21日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。